

藤原道長における正妻の位置づけ

——虚構世界の結婚分析に向けて——

清水 秀美

一. はじめに

以前、拙稿¹⁾にて史実における平安時代の一夫多妻制の見直しと物語世界から見た婚姻形態の分析をおこなった。その結語に正妻の条件として、①妻方の父親が中心となる正式な結婚、②夫婦の同居、③妻方からの経済的援助、の三条件を挙げ、一番重要な条件は②とした。さらに『源氏物語』の紫上は六条院では同居していたものの、「寝殿での同居」を成さなかったため、正妻にはいたらなかったと結論づけた。しかし、この「寝殿での同居」の裏付けが史料にて成し得ていなかったため、今回、最も史料が豊富である藤原道長とその妻たちとの関係性において論の裏付けを試みたかったが、意図していたものとは違い、寝殿での同居の証明には至らなかった。

もちろん、『源氏物語』という虚構の世界がそのまま平安時代の貴族社会の実態と合致するものではない。しかしながら、筆者は一夫多妻制といわれる平安朝の婚姻形態において

「正妻」というものの位置づけが明確にあり、それは虚構世界においても最低限守られていたのではないかと推察するのである。「正妻」としての重要な条件を守るためにそれ以外では大胆な虚構が描かれていたのではないだろうか。

本論では、道長の妻たちの史料からうかがい知れる差異によつて正妻たる条件を改めて提示することにより、そこから見える『源氏物語』という虚構世界の結婚分析への足掛かりになればと考えるのである。

二. 平安時代の一夫多妻説、一夫一妻説概要

平安時代は一夫多妻制だと断定されがちだが、その形態分析はさまざまである。正妻を一人とするか否かと、正妻決定時をいつにするかによつて説が分かれる。

①正妻が二人以上存在する一夫多妻説

増田繁夫²⁾氏が、藤原高遠の二人の妻が夫の赴任先にどちらが付き添うかでもめた話と、菅原孝標が赴任先に正妻では

なく別の女性を伴って行き、社会的にもその女性が妻と認識されていた話を挙げ、正妻自体が二人以上存在したとする説。
②最初に結婚した女性が正妻でそれ以外は妾であるとする説
ウィリアム・マッカロー³氏の説で、道長の妻、倫子もこの例として挙げられている。

③一夫一妻説

工藤重矩¹氏の説で、『律令』の条文を挙げ、結婚には親族の合意が必要でこれがない婚姻は正式なものではなく、さらに重婚は罪とされたので、正妻は必然的に一人しか存在し得ないとしている。

①②③で言う「正妻」は、当然のことながらそれ以外の女性との関係を罪に問えるような強い立場ではない。工藤氏の言う「正妻」は一見それに当てはまるようだが、「妻」は一人であるという条件が『律令』に決められているだけで、妻以外の女性も「妾」として成立し得るのである。したがって「多妻」か「一妻」かの違いは、正妻という立場があいまいか確固たる条件があるかの違いだけである。立場のあいまいさを述べたものに次の説がある。

④正妻事後決定説

高群逸枝氏『招婿婚の研究』⁵において「道長は倫子と

明子のいずれを正妻、いずれを妾妻などとはじめから考えて事をはこんだわけではなかったのであつて、ただ事後的に第一婚の倫子と同居することとなり、そのことが事後的に倫子を正妻的存在とする結果となつた」と述べたことによる。藤井貞和氏も「権力が集中すればするほど一夫多妻制を現象⁶することになる」と述べている。

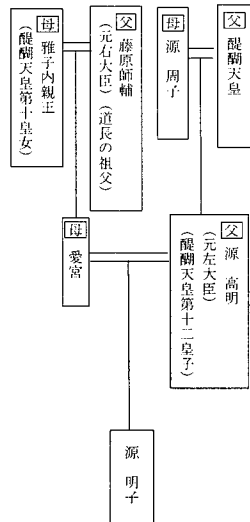
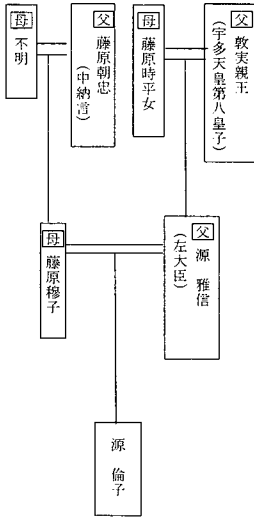
これらの説を受け、前出の拙稿において「平安時代の婚姻形態は一人の正妻とそれ以外の副妻、さらに下の妾（召人）となる。正妻には条件があり、その条件にそつて事後的に決まていく」と結論づけた。

諸説紹介したが、現在では、道長の正妻とされる倫子との結婚が実は初婚ではなく、明子との結婚の方が先だったという説（『日本女性史大辞典』服藤早苗⁷説）も出てきており、少なくとも②の説は覆り、④の高群説においても倫子を正妻とする根拠があいまいになる。

三、道長の妻妾たち

藤原道長にはどのような妻、妾たちがいたのか。『大鏡』にて「この殿は、北の方二所おはします。」とあるように、

世間的に「妾」ではなく、「妻」と認められている女性は、「源雅信の娘、倫子」と「源高明の娘、明子」の二人である。「妾」とされる女性は『尊卑分脉』に名前が挙がっているだけでも「藤原儼子（藤原為光の娘）」「紫式部（藤原為時の娘）」があり、ほかにも召人たる女性は多数いたと思われる。つまり、道長は一夫多妻の典型であり、しかも二妻あったといえる。ところが、この二妻の扱いが平等であったかというところではない。呼称に限っても、『大鏡』や『栄花物語』『小右記』『権記』においてことごとく差異がある。また、『御堂関白記』に見える道長の意識にしても差異が明確である。その比較は後述するとして、まずこの二妻の出自の違いを比較してみたい。



比較した限りでは、「明子」の方が父は臣籍に降下したとはいえ、醍醐天皇の第十二皇子であり、母もその母が醍醐天皇第十皇女であって、血筋としては文句のつけようのない女性である。

しかし、実際「北の方」と呼ばれたのは「倫子」の方だったのである。

一番大きな理由と思われるのは、結婚当時の父親の不在である。

明子の父源高明は臣下に下った後も権勢をふるい、左大臣にまでなった人物であるが、九六九年の安和の変で謀反の疑いをかけられ、大宰府に流されてしまうのである。三年後、許されて帰京するが、出家して無冠のまま九八二年に死去する。母の愛宮も流罪時点で離縁し、出家したようである。『蜻

蛤日記』に父師輔伝領の桃園邸で隠棲生活を送っている愛宮の様子が出てくる。明子が道長と結婚したのが九八八年とされているので、(年は確定ではないが、『栄花物語』『大鏡』に依拠する)結婚当初、両親とも不在であつたことになる。平安貴族の財産の伝領は主に父から娘への伝領であるので、その父を失つたことは大きい。出世をもくろむ道長にとって妻側の経済的援助はかせないものであつたからである。安和の変の後、明子は叔父である盛明親王の養女となり、親王亡き後は、道長の姉である東三条院詮子に引き取られ、東三条第(邸)の東の対で大切に世話された。『大鏡』に道長をはじめ、道隆、道兼も彼女に言い寄つたとあるので、詮子という後ろだてを得た姫は貴人たちにも魅力的であつたのだろう。詮子はなぜか道長にのみ婚姻を許したとあるので、最初の婚姻関係は東三条第で始まつた可能性が高い。

御せうとの殿ばら、我も我もと、よしば申したまひけれど、后かしこく制し申されたまひて、今の入道殿をぞ許し聞こえさせたまひければ、通ひたてまつらせたまひしほどに、女君二所・男君四人おはしますぞかし。

『大鏡』・道長・三〇二
「通ひたてまつらせたまひし」とあるように、両親不在で

あつた明子と道長のこの結婚は正式なものではなかつた可能性が高い。

結婚後、明子は東三条第ではなく、父からの伝領地である高松殿に住み、「高松殿」と呼ばれる。

一方、倫子は時の左大臣源雅信の娘であつて、正式な結婚であつたと思われる。

三位中将殿、土御門の源氏の左大臣殿の、御女二所、嫡腹に、いみじくかしづきたてまつりて、后がねと思しきこえたまふを、いかなるたよりにか、この三位殿、この姫君をいかでと、心深う思ひきこえたまひて、気色だちきこえたまひけり。

『栄花物語』・卷三・一五〇

源氏の左大臣の娘、嫡妻腹で大切に育てられたこの娘を三位(道長)はぜひ后にと思つて、その意向を申し上げたとある。

雅信は当初倫子を入内させようとしていたが、当時の花山帝は退位してしまい、次の一条帝も東宮(居貞親王)も二人ともまだ年少であつたため、妻の穆子が猛反対し、時の実力者兼家の息子である道長との結婚を薦めた。雅信は兼家の長男道隆や三男道兼が隆盛を誇っている中、一番下の道長との結婚はあまり乗り気ではなかつたが、妻の強い薦めに従つて

許婚したと思われる。穆子の言葉に

「などてか、ただこの君を婿にて見ざらん。・・・この君ただならず見ゆる君なり。ただわれにまかせたまへれかし。このこと悪しうやありける。」（『栄花物語・同右』）とあるように穆子はこの道長のただならぬ風情にほれ込んでどうしても婿として迎えたいとしている。

道長から正式に申し込みがあり、両親が許諾している上、「などてか婿にて見ざらん」と述べている点からも倫子との結婚は正式のものと考えられる。道長は通い婚の後、土御門第を手に入れ、ここで倫子と同居する。

この婚姻において道長は当初、妻家である土御門第に婿として入り、後に雅信所有であるこの邸を譲り受けたとする説（婿取婚説）が有力である。『栄花物語』でも「土御門の源氏の左大臣の御女」「婿にて」とあり、道長が後に土御門第を本邸としている点でも矛盾がないように思われる。しかし、この説に対して太田静六氏が『寝殿造の研究』⁹で次のように異論を唱えている。

土御門殿の北一町が雅信の邸だとするには疑問が残る。次に鷹司殿が雅信第であったのは確かとみてよく、そのために娘の倫子はこれを使用し、倫子も鷹司殿と呼ばれ

るようになった。（中略）左大臣重信は雅信の弟で、道長の妻倫子は姪に当る関係から（この土御門殿が）道長の所有となったのであろうが、重信は、『尊卑文脈（脉）』によると六条左大臣とあるので、本宅は六条第である。（中略）余り使わない土御門殿を道長に譲ったのである。

婚姻から少し話がずれているのでわかりにくいですが、まず土御門殿は雅信所有のものではなく、弟の重信所有のものであるということ、したがって道長は結婚当初、土御門殿で雅信夫婦と婿として同居することがあり得ないということである。しかも、倫子は父から土御門殿ではなく、鷹司殿を伝領し、ここを使用していたとある。鷹司殿は土御門殿と富小路をはさんだすぐ隣にある邸だが、この文面をそのまま取ると、倫子は鷹司殿で生活しており、そのため鷹司殿と呼ばれ、道長は土御門殿に住んでいるので、二人が同じ邸で同居していないことになる。

筆者が検証した限りでは、雅信が鷹司殿と呼ばれていたのは『尊卑分脉』により確かであり、倫子が『栄花物語』等で鷹司殿と呼ばれていたことも確認できる。しかしながら、それが道長と倫子が同居していない根拠にはならないし、太田

氏もそこまでは言及していない。道長と倫子の同居の根拠については後に述べたいと思う。ここで言えることは二人の結婚が正式のものであったと考えられることと、妻家で妻方の両親と同居していたかどうかは確認できないということである。

したがって、道長は通い婚の後、土御門殿を手に入れ、倫子とそこで同居していたと考える。

倫子と明子、この二人の妻は父親の存在の有無によって、その婚姻形態が大きく違ってきた。源高明が存命で政治の中樞に残っていたなら、明子は正式な結婚をし、高明の自邸、安和の変の数日後に焼失したとされる西殿で正妻としての結婚生活が始まっていたのかもしれない。

四、倫子と明子の呼称比較

社会的には倫子の方が正妻とされていたと前述したが、これには根拠がある。さまざまな書における呼称の違いである。以下、列挙する。

『大鏡』

倫子Ⅱ北の政所、北の方

明子Ⅱ高松殿、高松殿の上、

殿の上（明子の子顕信の乳母の会話の中に）

北の政所、北の方（それぞれ一回ずつ）

*いずれも倫子と並んで、「北の方二所おはします」「北の政所の二人ながら源氏におはしませば」という使い方がされている。

『栄花物語』

倫子Ⅱ殿の上（二十五回）、上（十三回）上の御前（二十一回）、

上の御方（四回）、土御門殿の上（二回）、

土御門の姫君（一回）、大納言殿の上（一回）、

左京大夫殿の上（二回）、殿の上の御方（二回）、

殿の上の御前（一回）、母（一回）、大殿の上（一回）、

北の政所（二回）、尼上の御方（一回）、鷹司殿（三回）、

鷹司殿の上（六回）、殿の上鷹司殿（一回）

明子Ⅱ高松殿（九回）、高松殿の上（五回）、宮の御方（二回）、

殿の高松殿（一回）、十五の宮の姫君（一回）、

大殿の高松殿（一回）、母上（一回）、尼上（三回）

『紫式部日記』

倫子Ⅱ殿の上（一番多出）、上、母

明子Ⅱ高松（高松の小君達）という使い方

『権記』（藤原行成 著）

倫子Ⅱ北方、北政所、家室、室家、土御門殿、

又給三位階如何、……倫子、

母故前左大臣從一位源朝臣雅信□女、從三位倫子也

明子Ⅱ近衛御門、近衛御門殿

※行成妻Ⅱ女人（一番多出）、産婦、女房、母、室女、家母、

北方

『小右記』（藤原実資 著）

倫子Ⅱ左府北方、左大臣内方、左大臣北方、正二位源□子

明子Ⅱ高松殿左衛門殿

『尊卑分脉』

倫子Ⅱ倫子

明子Ⅱ頼宗

藤原道長女子母

『御堂閨白記』（藤原道長 著）

倫子Ⅱ女房（三〇七回）、母（母々）（十七回）、内方（六回）、

女房（五回）、源倫子（二回）、家女（二回）、

家北政所（一回）、土御門（一回）、三位（一回）

明子Ⅱ近衛御門（三十回）、母（母々）（三回）、堀河辺（二回）、

女房（一回）

『榮花物語』と『紫式部日記』で倫子のことを「殿の上」

と呼ぶことが多いのは、作者が赤染衛門や紫式部といった彰子に仕える内部の人間だからだと考えられる。この呼称は「殿

（道長）のそばにいらつしやる人」もしくは「この殿（邸）

の中心となつてゐる人」という意味である。それが証拠に道

長と一緒の時は「上」とだけ呼ばれているし、『大鏡』で明

子の邸の乳母が明子のことを「殿の上」と呼んでいるのもそ

れによる。外部の人間が倫子のことを日記に記すときはすべ

て「北方、北政所」もしくは「室家、家室、室」と記す。「内

方」という呼称は、ある程度位階の高い女性に限るようであ

る。「倫子」と明記するのは「叙位の儀」のときである。『尊

卑分脉』においても女子で名前が明記してあるのは珍しい。

一方、明子は倫子と違って、『大鏡』で倫子と併記して使

われた例以外、一つも「北方、北政所」の呼称が見当たらな

い。すべてその住まいである高松殿やその別称である近衛御

門で呼ばれている。『小右記』においては「妾妻」とされて

いるし、『尊卑分脉』においても名前は明記されず、頼宗や

娘寛子のところに「母盛明親王女」と表記されているだけだ

ある。

では道長自身の意識はどうだったのであろう。『権記』の

藤原行成の例を見てわかるように自分の妻のことは普通「女人」か子供がらみで「母」と記す。ところが、道長は倫子に「女方」という呼称を多用している。これは共に暮らしているからこそだと思われるが、終生別居だった明子を「近衛御門」「堀河辺」とその邸の名称や邸のある地名で呼んでいたのに、娘寛子に小一条院が婿入りされた時のみ、「女方」と呼んでいるのが興味深い。これは共に大事を成し遂げていくパートナーという意味合いも含んでいるのかもしれない。『御堂関白記』における呼称と二人の妻に対する道長の意識との関係性については次で述べたい。

五. 『御堂関白記』に見る道長と二人の妻の関係性

『御堂関白記』は長徳元年（九九五）から書かれている。この年は道隆、道兼が相次いで亡くなり、道長が右大臣に任命された年である。倫子とも明子とも結婚しており、倫子側に彰子、頼通、妍子が生まれ、明子側にも頼宗、顕信が生まれていた。道長三十歳、倫子三十二歳、明子三十一歳である。少し空白期間があつて、本格的に書かれているのは長保元年（九九九）からで、倫子の初出は同年二月の春日社詣に道長

と同行した記録においてである。「女」「女方」と記し、倫子の在所とするために新しく仮屋を建てたとある。この後も道長が倫子を同行している記述が多出するが、共に行動したとわかる記述を列挙したい。

① 以已時出中御門末祓、女方具還来（寛弘元年三月九日）

② 晝参内、女同之（寛弘二年八月二十八日）

③ 女方同之、従一条還来（寛弘四年三月十五日）

④ 与女方参中宮（長和元年四月二十七日）

⑤ 為見標、女方相共行（長和元年十一月二十二日）

⑥ 候宿、女方同参入（長和二年二月十二日）

⑦ 行近衛御門并土御門等、与女方婦（長和五年十月六日）

①は鴨川の祓いに倫子も連れて行き、共に帰って来た（具還来）とあるし、⑤でも五節の舞を見た後、行事のための下見に倫子と相共に行つた（相共行）とある。また、②や⑥は宮中に倫子とともに参内したという記録で、②では宮中行事に倫子も参加している。⑥は道長の内裏での候宿（直廬と呼ばれる室に泊まつて執務を行うこと）に同行したということである。④はすでに入内している中宮妍子のもとに共に参内したという記録である。当時三条帝には皇后城子が存在する中で妍子の立場を良くするためには後宮での政治活動が必要

で、倫子はその主たる役割を担っていたのではないだろうか。

③は土御門第において工事があるため、一条第（倫子の母穆子の邸だが、道長の管理にあった）に一度行き、その後、内裏に行き候宿しようとしたがやめ、結局一条第から土御門第に帰ってきた。その際、倫子も同行したということ。⑦は土御門第が焼失していた時で、倫子とは別行動（道長は明子の邸に行ったり、造成中の土御門第の様子を見に行っていた）の後、いっしょに帰った（与女方婦）とある。以上、①③⑦では共に帰って来ているので、道長と倫子が同居している根拠と言えよう。また、これらの記述から倫子が宮中での行事や活動に道長とともに深く関わっていることがうかがえる。さらに行事や遠出の際には倫子が下賜を盛んに行っている様子が記されている。

⑧於寺女方国守綾樹一重・袴一具給

（寛弘二年十一月三日）

石山寺参詣の際、倫子が僧たちに装束を与えたとある。

⑨女方所縫袈裟千条、此次申上僧相加施之

（長和元年三月十五日）

これは土御門第にて行われた仏経供養で倫子が僧侶の袈裟を千条縫い下賜し、その他の僧にも布施を施したとある。

⑩遊女数舟来、…女方又給着衣、我給了

（寛仁元年九月二十四日）

道長と共に石清水の競馬を見物に行った帰り、遊女たちが舟で寄ってきた。（殿上人たちが祝儀を与えたため）倫子もまた着ていた衣を与え、我も与えたとある。

このように下賜できるというのは倫子自身が経済的に自立していたからである。倫子は寛弘五年十月十六日に一条帝が土御門第に行幸された際、「可然家司一人賜賞、可奏其人者」と言われ、従一位を叙位されている。この位階の俸禄だけでも倫子は経済的に自立していたといえる。加えて、先の例で述べた政治的能力や⑨の例で見られるような下賜物を用意できる能力を備えていた。一条帝が叙位したのも、この行幸のための室礼（調度品等をすべて整えること）の良さが評価されたからであろう。この叙位において、最初一条帝は道長に叙位を打診したのだが、道長が辞退したため帝が「家司一人賜賞」といった家人への気遣いを示したとある。野口孝子氏が「摂関の妻と位階」¹⁰において「この夫の譲りは後宮関係における妻の行動を期待する基盤作り」としているが、それも倫子の如才ない政治的能力を見込んだ上であると考ええる。

また、倫子是一条帝の皇后であった定子の遺子一宮（敦康

親王)の面倒を見たり(「一宮者御覧、是女方車(一宮も賀茂の祭を倫子の車にて御覧になった)」、明子の子、長家や道綱の子、兼経も養子に迎え可愛がつている点から面倒見も良かったと思われる。さらに、身体が丈夫であった。『栄花物語』では末娘嬉子を産んだ四十四歳のときでさえ、作者に「二十ばかりに見えさせたまふ」(巻八・三八三)と言わせた容姿に加え、③の例にあるように産後二か月で夫に同行し参内している。四十六歳で瘧病(マラリア)にかかった時も、一か月後には養子兼経の元服の儀を取り仕切っている。これらは土御門の家政機関の長として、いや摂関家の正妻としての大事な資質であつたろう。倫子はその役目を果たすに足る人物であつたのだ。前述したが、倫子に多用されている「女方」の呼称は一般的に妻を指す「女人」よりも「大事を成し遂げていくパートナー」という意味合いが強いように思う。その大事が成し遂げられたのが、寛仁二年(一〇一八)十月二十二日、土御門第に三后が行啓した日である。道長はこの日「心地不覚」になるほど感激したとする。ここで倫子は「母々」と記され、母親として最上の立場にいることを道長によって示されたのである。この道長の意識は、当然倫子も自覚していたはずで、それが証拠にもう一方の妻とされる明

子の娘寛子が着裳の儀式を行う時には正妻として、装束を贈っている(「従土御門有装束使等、授被物(土御門より装束の使いなどがあつた。お祝いの品を授かつた)」。道長はこの時、明子の邸に出向き、殿上人を招いて着裳の儀式を行っているので、ここである土御門とは道長のことではなく、倫子のことである。これによつても道長と倫子は土御門第で同居していることが示される。道長はこの倫子に時には敬語を用いながら(「女方次其御輦出給」)、正妻として遇していたのである。

では一方、明子に対する道長の意識はどうであつたのか。明子が『御堂閨白記』に初出するのは、寛弘二年(一〇〇五)の八月二十日「堀河辺有産事、男子(堀河あたりでお産が有つた、男子が生まれる)」という表記からである。「堀河辺」とは明子の住む高松殿がある地域である。この後は「堀河辺りに産婦の膳と男房や女房の饗を送つた」とだけある。倫子が妊娠した時は百日の修善をおこなつたとあるので、その差は歴然である。けれども、道長が全く明子のことを思っていないかと言えそうではない。盗人が出たと聞いては駆けつけ、明子が病氣だと聞けば見舞っている。明子の次男、顕信が出家したときも明子の悲しみを慰めに行っている。し

かし、公での扱いが倫子とは全く違うのだ。それは子どもたちへの待遇も然りである。例えば、道長の姉詮子の四十歳の算賀の儀において、倫子の息子頼通と明子の息子頼宗が祝いの舞を披露した際、詮子が明子への思い入れからか、頼宗ばかり褒めたので、道長が激怒したと『小右記』にある。

中宮弟、当腹長子、納蘇利外腹子、其愛猶浅、

今被賞納蘇利、師仍所忿怨云々（長保三年十月九日）

このエピソードからわかるように、道長は倫子腹の子と明子腹の子の待遇に明らかな差をつけている。梅村恵子氏によると、それは息子たちの出世の差に表れている。倫子腹の頼通、教通は二十歳で正二位になっているが、明子腹の頼宗、能信は同じ二十歳の時、正三位と従四位である。一方、十五歳頃倫子の養子となった明子腹の長家は養子となったあたりからいきなり出世し、二十歳には倫子腹の頼通、教通と同じように正二位となっている。それは女子についても同じで、倫子腹の彰子、妍子、威子の三人は中宮となったが、明子腹は寛子に小一条院（敦明親王）が入婿しただけである。このことが対外的にも倫子を正室、明子を妾妻と言わせる所以なのであろう。

皮肉にも、『御堂関白記』においては、この小一条院の婿

入りによって、明子の呼称が「女方」「母々」と書かれ、婚姻も露頭や三日夜餅といった手順を踏んだ正式なものであったため、道長は婿かしづきとして小一条院を大切にし、近衛御門（明子邸）への訪問が増えるのである。

六、正妻たる条件

① 正式な結婚

これには父親の存在の有無が大きく影響する。当時の結婚は父親主導で「婿えらみ」が行われ、露頭や三日夜餅など正式な婚礼の儀も娘の父親によって準備されるからである。その婚礼に先立つ着裳の儀も娘の父親によって主催される。前出の小一条院の婿入りの例においても父親である道長が着裳の儀からすべて明子邸に通い、準備している。この手順こそが結婚の正当性を表すからである。したがって、倫子と明子の妻としての立場の差異は結婚時の父親の存在の有無が影響していると言わざるを得ない。

② 夫との同居

倫子は結婚当初こそ恐らく通い婚であったろうが、道長が土御門第を所有してからは、倫子が出家し、道長建立の法成

寺の西北院に住むあたりまでは土御門第での同居がなされていたと思われる。同居の根拠は『御堂閼白記』で示したが、他の書物の根拠と言える例も提示してみたい。

A 「大宮、尚侍の殿、殿の上の御前などは、西殿におはします。」
〔栄花物語〕・卷十七・二九五

B 「殿や上など土御門殿に待ち迎へ、いみじくうつくしみたてまつらせたまふ」

〔栄花物語〕 卷二十四・四五九
C 「御坐左大臣土御門家、大臣室家之由可奏、又給三位階如何、倫子、元従五位上」
〔権記第一〕・長徳四年十月二十九日

A は「殿の上の御前（倫子）などは西殿（法成寺の西にある御殿＝土御門第）にいる」とあり、B では「殿（道長）や上（倫子）などは土御門殿にて（通房＝頼通の子がやってくるのを）待ち迎え」とある。C では「左大臣土御門家、その大臣の室家（妻）が三位を給うのはいかがか」とあり、それは「元従五位の倫子である」と続く。このように倫子は道長と同居することで土御門第の家政を取り仕切り、その結果官位も上がり、「北の政所」としての地位は盤石になったのである。一方、明子には道長との同居を示す根拠は無く、呼称

が示すように終生、道長が彼女の住む高松殿（近衛御門）に通っていた婚姻関係であったと考えられる。

③ 経済力

倫子と明子の結婚時の父親の経済力の違いは現役の左大臣と、流罪の果て無冠で死した源氏とでは一目瞭然であるが、倫子自身の経済力も加味しなければならない。倫子は彰子が入内する前から従五位を授かっており、俸禄は倫子自身の収入である。それに加えて、父からの援助や伝領もあれば、家の経済は倫子が握り、土御門第での行事ごとはずべて彼女の運営によって行われたであろう。五で紹介したような下賜や贈り物も道長と倫子はそれぞれ別に行っており、倫子個人の財産管理もうかがえる。

一方、明子はどうかであろうか。位階は示されていないのでわからないが、俸禄はほとんどなかったのではないか。財産としては父親伝領の土地、邸が高松殿以外にもあったかもしれないし、養父である故盛明親王の遺産もあったはずだ。東三条院詮子がいささかの援助をしていたかもしれない。娘寛子に小一条院が入り婿してからは、彼の俸禄が入ったに違いない。寛子自身も女御なので彼女にも俸禄があつたはずである。前出の野口孝子氏によると明子の官位は最終的に従三位

であつたようだが、それはこの婚姻によるものであるかもしれない。

④人柄

これは主観的なものであつて重要条件ではないが、倫子と明子の例に限れば、少なくとも正妻としての地位を持続するにあつては大事な条件であるように思われる。『御堂閨白記』を見る限り、倫子がたびたび行幸のある土御門第において帝や公卿たちをみごとにもてなす点や道長と共に参内、物語で、潔斎などに積極的にかけている点から、行動的で如才ない人物といった性質がうかがえる。五で述べた政治的能力もそれに裏打ちされたものであらう。

一方、明子はどちらかとおっとりした性格のように思われる。次男顕信が出家した時はショックで「不覚」になつたと『御堂閨白記』にある。また、明子の母愛宮が『蜻蛉日記』に登場することは前に述べたが、ここでの愛宮は夫があれば過酷な状況におかれ、自身も離別、出家を経験しているわりに悲愴感が感じられないのである。『蜻蛉日記』の作者道綱母が愛宮を見舞う手紙を出すのだが、使いの間違ひから愛宮はその返事を兼家の正妻、時姫のところに送つてしまふ。時姫側から返事をもらつてまちがいに気づくが、道綱

母がそれを知つてもう一度手紙を送るまで、詫びの手紙も出してない。やつと返してきた手紙も「吹く風につけてもの思ふあまのたく塩の煙は尋ね出でずや（『蜻蛉日記』・中巻・一八三）」といった内容の香気なものである。このお姫様氣質は娘である明子にもいささか遺伝しているかもしれない。末子長家を倫子の養子にして出世させるなど、一歩引いて正妻と争うことがなかつたのも彼女の人柄によるのだらう。

七. 結語

以上、道長の妻倫子と明子の差異から正妻たる条件を少しは提示できたかと思う。はじめに述べたようにこれが『源氏物語』などの虚構世界の婚姻にそのまま合致するものではない。しかしながら、歴史の実態を踏まえたからこそ虚構世界の結婚の独自性というものが見えてくるのではないだらうか。

高木和子氏¹²⁾は「光源氏と紫の上の関係には、史実や制度の中では位置づけ得ない、正妻にも妾にも決定され得ない紫の上の〈境界性〉が顕著である。」と述べており、「葵の上が存命中の（源氏と）紫の上の同居は裳着の儀式を行わない父

娘としての同居であり、紫の上が第二夫人となることを周到に避けている。」とする。辻本裕成氏は「源氏は葵上に通いであつたというのが、通説的見解であると思われるが、常は二条院にいて、時折左大臣邸に通うという生活ではない。」と断じ、昼は紫上と二条院で過ごし、夜は左大臣家に帰っていて、正妻のもとへ帰るのを止めるのは非常識であり、それが起こり得た例も紫上が子供だからこそその異常事態であつたとする。

今回も「正妻の寝殿での夫との同居」を証明できなかったとはじめに述べたが、木村佳織氏は「正妻が寝殿に居住する」という説が根拠のないものであること」としている。それ故、女三宮の降嫁が問題視されず実行されている以上、居住場所に関係なく紫上が妾妻であつたことは疑いないとする。今回の分析で筆者も「寝殿は中宮が里下がりしている時の居室であり、天皇が行幸されるときは御座として使用される部屋」という認識に至つた。倫子が寝殿を使用したのは自らの六十の算賀の儀で主役として祝われる時においてのみである。もちろん、中宮の出産時の乳付の儀などでは入室しているが、内裏焼失の折、何度も里内裏として使用された土御門第において寝殿は道長や倫子の居室とするには無理がある。

では一体、倫子はどこを居室としていたのだろうか。『紫式部日記』に道長が中宮の里下がりの部屋（寝殿東面）から倫子を部屋まで送るために御帳台を通り抜けていくとあり、廊を通っていない点から倫子の部屋はすぐ近くの東の対である可能性が高い。『栄花物語』においても「殿の上は東の対におはしまして（巻七・三四三）」とある。ただ、道長の居室がどこであつたかはわからない。

したがって、史料を虚構の人物設定の根拠とするには無理があり、だからこそ、この論で提示し得た正妻の条件を踏まえた上で虚構世界を読み解けば、その人物設定や結婚形態の独自性があぶり出されるはずなのである。

（大阪府立枚方なぎさ高等学校非常勤講師）

【注】

- (1) 清水秀美「物語を通して見た平安貴族の婚姻形態——夫多妻制の見直し」(京都教育大学国文学会誌第三十九号・二〇一三年三月)
- (2) 増田繁夫『平安貴族の結婚・愛情・性愛——多妻制社会の男と女』(青簡舎・二〇〇九年・一〇月)。
- (3) William H. McCullough (Japanese Marriage Institutions in Heian Period, Harvard Journal of Studies, vol.27, 1967) を栗原弘氏が翻訳したもの。
- (4) 工藤重矩『源氏物語の結婚——平安朝の婚姻制度と恋愛譚』(中公新書・二〇一二年三月)

- (5) 高群逸枝『招婿婚の研究 一』（理論社・一九六六年五月）
 - (6) 藤井貞和『タブーと結婚——源氏物語と阿闍世王コンプレックス論』のほうへ（笠間書院・二〇〇七年三月）
 - (7) 金子幸子・菅野則子・義江明子・黒田弘子 編集『日本女性史大辞典』（吉川弘文館・二〇〇七年二月）
 - (8) 国史大系編集会『国史大系 別巻二 尊卑分脉 索引』（吉川弘文館・一九七四年七月）
 - (9) 太田静六『寝殿造の研究』（吉川弘文館・一九八七年二月）
 - (10) 野口孝子『摂関の妻と位階——従一位倫子を中心に——』（女性史総合研究会・一九九五年七月）
 - (11) 梅村恵子『摂関家の正妻』（『日本古代の政治と文化』吉川弘文館・一九八七年・三月 所収）
 - (12) 高木和子『結婚制度と『源氏物語』の論理——光源氏と紫の上の関係の独自性——』（『源氏物語の思考』風間書房・二〇〇二年三月）
 - (13) 辻本裕成『源氏物語の男女関係・結婚・性のあり方』（『源氏物語研究集成第十二巻』風間書房・二〇〇〇年十月）
 - (14) 木村佳織『『源氏物語』の婚姻と内親王降嫁の持つ意味——妻としての紫上に与えられた特殊性』（『人物で読む源氏物語第六巻 紫上』勉誠出版・二〇〇五年六月）
- ※『栄花物語』『大鏡』『蜻蛉日記』『紫式部日記』の本文引用は「新編日本古典文学全集」によった。（内は（書名・巻名・頁）
- ※『御堂関白記』の引用は「大日本古記録 御堂関白記 上・中・下」によった。